

議員提出議案第 1 号

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 13 日

提出者 豊島区議会議員

森 とおる 儀 武 さとる

垣 内 信 行 小 林 ひろみ

渡 辺 くみこ 清 水 みちこ

豊島区議会議長 磯 一 昭 様

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊島区国民健康保険条例（昭和 34 年豊島区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（多子世帯に係る保険料の均等割額の特例）

第 8 条 当分の間、平成 31 年度以降における年度の初日の前日において、18 歳未満である被保険者（納付義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に 3 人以上属する場合における当該被保険者（年齢が 1 番目に高い者及び 2 番目に高い者を除く。）に係る第 13 条の 4、第 14 条の 5、第 14 条の 10 及び第 14 条の 13 の被保険者均等割額は、第 14 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 14 条の 12 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、賦課しない。

（ひとり親世帯に係る保険料の均等割額の特例）

第 9 条 当分の間、平成 31 年度以降における年度の初日の前日において、豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年豊島区条例第 46 号）によるひとり親家庭等のうち 18 歳未満である被保険者（納付義務者及びその配偶者を除く。）に係る第 13 条の 4、第 14 条の 5、第 14 条の 10 及び第 14 条の 13 の被保険者均等割額は、第 14 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 14 条の 12 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、賦課しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過規定）

2 この条例による改正後の豊島区国民健康保険条例附則第 8 条及び第 9 条の規定は、平成 31 年度分以降の保険料から適用し、平成 30 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

第 3 子以降の子及びひとり親世帯の子に係る国民健康保険料の被保険者均等割額を

免除し、多子世帯及びひとり親世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援に資するため、提案します。